

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の  
諸問題に関する調査」に関する関係資料

文部科学省

22初児生第25号  
平成22年9月14日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長 殿  
附属学校を置く国立大学法人の長  
株式会社立学校を認定した市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
磯谷 桂介

(印影印刷)

「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題  
に関する調査」結果について（通知）

標記の調査については、毎年度御協力を頂いているところですが、この度、暴力行為、いじめ、出席停止、高等学校の不登校、中途退学、自殺及び教育相談の各状況について、平成21年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおり送付させていただきます。

平成21年度の調査結果では、暴力行為の発生件数が約6万1千件と、前年度（約6万件）より約1千件増加したことや、いじめの認知件数が約7万3千件と前年度（約8万5千件）より約1万2千件減少しているが依然として相当数に上ることなど、生徒指導上憂慮すべき状況が見られます。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等（指定都市教育委員会を含む）に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、調査結果等を連絡するとともに、生徒指導の一層の充実を図るよう対応をお願いいたします。

記

1 暴力行為への対応について

(1) 暴力行為への取組の徹底について

今回の調査結果からは、暴力行為の発生件数が増加したことに加え、1校当たりの暴力行為の発生件数が増加傾向にあることや、被害者が病院で治療を受けた場合の件数が約1万2千件と相当数に上ること、暴力行為の発生件数の増加率が小学校において9.7%と校種間で最も高くなるなどの憂慮すべき状況も見られる。教育委員会及び学校にあっては、「問題を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や、「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方にに基づき、教職員が一体となって、未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会などの理解を得て地域ぐるみで取り組めるような体制を推進すること。

また、暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対しては、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、毅然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとる必要があること。

(2) 暴力行為の実態把握の取組について

本調査については、統計法に基づき内閣府に設置された統計委員会の答申において、「客観的な基準の設定等、統計の比較性向上策について検討」するよう求められており、このことも踏まえて文部科学省では、本調査の実施に当たって都道府県間で「計上の仕方」による開きが生じないように、「調査の手引」を作成・

配付した上で、教育委員会等に対してより適切な実態把握を行うよう求めているところである。

しかしながら、暴力行為の発生件数に対する被害者が病院で治療を受けた件数の割合を見ると、最も高い都道府県の47.1%と最も低い都道府県の17.5%との間で2.7倍の開きがみられ、暴力行為の「計上の仕方」に未だばらつきが生じていると考えられる。

このことから、教育委員会等にあっては、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めて「調査の手引」等を活用した説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めること。

## 2 いじめの問題への対応について

### (1) いじめの問題への取組の徹底について

いじめの問題への取組の基本として、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とするいじめの定義と、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが原則であることの二点を再度徹底する必要があること。

また、いじめの問題への対応は、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）や「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）の考え方にに基づき、学校においていじめを把握した場合には、学校のみで解決することに固執することなく、速やかに保護者及び教育委員会に報告し適切な連携を図ること。

さらに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するとともに、いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要であること。

### (2) いじめの実態把握の取組について

今回の調査結果からは、いじめを認知した学校と認知していない学校との間で、依然としていじめの実態把握のための取組に差が見られることや、アンケート調査の実施について、平成18年度との比較で5.6ポイント減少しているなどの状況が見られる。こうした中でいじめの認知件数が減少し、また、いじめを認知していない学校数が増加していることを思慮すると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念される。

いじめの問題への取組の基本である早期発見・早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得るものであることを、再度、認識し、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要がある。その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」など、更に必要な取組を推進すること。

また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めること。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局  
児童生徒課生徒指導調査分析係 春名・藤井・長谷  
電話番号 03-5253-4111 (内線 3057)  
03-6734-3057 (直通)  
e-mail s-sidoul@mext.go.jp

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長  
殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
白間 竜一郎

(印影印刷)

平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に  
関する調査について（依頼）

文部科学省においては、別紙1の実施要項に基づき、標記の調査を実施いたします。  
ついては、標記の調査の趣旨等を踏まえ、下記の事項に御留意の上、調査の実施につき  
御理解・御協力願います。

記

- 1 調査票の記入に当たっては、それぞれの調査項目に示されている基準や例示等に基づいて、各学校や教育委員会等が把握したものを基に行うこと。
- 2 各学校や教育委員会等が回答する調査項目については、別紙2を参照すること。
- 3 平成23年度調査からの主な変更点については別紙3の「新旧対照表」を参照のこと。  
また、別紙4の「調査についての留意事項」及び別紙5の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引（学校用）」も併せて参照のこと。
- 4 別紙4、別紙5及び調査票については、各学校まで送付すること。
- 5 調査票は、電算処理による自動集計を行うので、提出するデータについては、シート及びセルの変更、加除等の加工は行わないこと。
- 6 調査票（調査Ⅰ～Ⅷ）は、平成25年8月30日（金）までに当課宛て電子メールにて提出すること。

(本件連絡先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
生徒指導調査分析係 金田、石川、星野  
電話番号 03-5253-4111(内線3057,3208)  
03-6734-3057(直通)  
FAX 03-6734-3735  
e-mail s-sidou1@mext.go.jp